

令和3年1月8日

各位

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
理事長 佐藤 建二

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 「緊急事態宣言」発令による対応について

平素は、協会の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、昨年来大変厳しい状況が続いておりますが、昨日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令され、横浜市全域が対象となりました。

当協会としましては、政府の方針に従い、協会活動を継続して行う中「住まいの相談窓口」の運用を停止し、事務局体制を次のように変更いたします。皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、このような状況に鑑みご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- ① 通常9:00～17:00の業務時間を短縮し 10:00～17:00といたします。
- ② 「住まいの相談窓口」は、休止といたします。
- ③ 事務局職員の勤務シフト(2～3名体制)の運用とテレワークを実施いたします。
- ④ 上記の期間は、令和3年1月12日より令和3年2月7日といたします。

なお、書類の提出については極力郵送などによりご提出ください。
やむを得ず事務局来所にて提出する場合は、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱や体調が優れない方の来所はご遠慮願います。

このような状況に鑑みご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。